

「北海道森林管理局造林事業請負仕様書」の一部改正のお知らせについて

北海道森林管理局（国有林）の造林事業請負の細部を規定している「北海道森林管理局造林事業請負仕様書」について、令和6年3月1日以降入札公告するものから、以下新旧対照表のとおり一部を改正したうえ適用していますのでお知らせします。

「北海道森林管理局造林事業請負仕様書」の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行																								
<p>7 地拵 (1)～(6) (略) <u>(7) 大型機械等による下刈が予定されている箇所は、林地保全に配慮した上、機械の走行に支障がないよう処理しなければならない。</u></p> <p>9 植付及び補植 (1)～(14) (略) (15) トドマツ苗木（コンテナ苗含む）は、各育種区のものを使用すること。<u>ただし、苗木の入手が困難な場合はこの限りではない。</u></p> <p>10 コンテナ苗木 (1) (略) (2) コンテナ苗木根鉢の形状規格 ア (略) イ <u>1 回床替以上で、カラマツは2年生以上、トドマツ、アカエゾマツは4年生以上育苗された苗であること。</u> (削る。)</p> <p>ウ・エ (略) (3) 適用に<u>当たって</u>の対応 <u>一般的に流通している苗木規格であって、(2)ウ及びエを満たす場合には、発注者の承諾のもと(2)イの育苗期間に限らず使用することができる。</u></p>	<p>7 地拵 (1)～(6) (略) (新設)</p> <p>9 植付及び補植 (1)～(14) (略) (15) トドマツ苗木（コンテナ苗含む）は、各育種区のものを使用すること。</p> <p>10 コンテナ苗木 (1) (略) (2) コンテナ苗木根鉢の形状規格 ア (略) イ <u>コンテナ育成容器内で、カラマツ1 生長期（当年春移植後～当年秋）以上、トドマツ、アカエゾマツ2 生長期（前年春移植後～当年夏）以上育苗された苗であること。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>育苗期間</th> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> <th>冬</th> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラマツ類</td> <td>1 年生幼苗移植</td> <td>養成</td> <td>出荷→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トドマツ、アカエゾマツ</td> <td>2 年生幼苗移植</td> <td></td> <td>養成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>出荷→</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ・エ (略) (3) 適用に<u>あたって</u>の対応 <u>コンテナ苗の育苗期間から、規格に適合するコンテナ苗の準備期間が必要なことから、カラマツ類については平成29年度の植付から、トドマツ、アカエゾマツについては平成30年度の植付から標準化していくこととし、それまでの間においては上記規格を優先しつつ、他の規格も含めて活用することとする。</u> <u>なお、標準化以降においても、苗木が不足する場合においてはほかの規格も活用していくものとする。</u></p>	育苗期間	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	カラマツ類	1 年生幼苗移植	養成	出荷→					トドマツ、アカエゾマツ	2 年生幼苗移植		養成				出荷→
育苗期間	春	夏	秋	冬	春	夏	秋																		
カラマツ類	1 年生幼苗移植	養成	出荷→																						
トドマツ、アカエゾマツ	2 年生幼苗移植		養成				出荷→																		

改正後	現行
<p>11 下刈・刈り出し</p> <p>(1) <u>刈払いは必ずしも潔癖である必要はなく、植栽木（刈り出しの場合は天然稚幼樹）を損傷しないように努め、生育に支障となるつる類等は取り除かなくてはならない。</u> <u>なお、刈払高は植栽木の樹高の半分程度を上限とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>大型機械等による下刈の場合は、列間方向に植栽木の中心から左右にトドマツ・（アカ）エゾマツでは50cm、カラマツ類では30cm程度の刈払いを不要とする。</u></p> <p>(3) <u>不要な幅を設けることができない場合であっても、苗木周辺の樹冠幅程度の刈払いは省略する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>12 かぶり取り</p> <p>(1) <u>不要な幅を除く残幅内から</u>植栽木に覆いかぶさり、植栽木の生育に<u>著しく</u>支障となっているササ、灌木及びつる類等の植生群を植生高の中段（地上高50cm程度）から、刈幅の外側に向かって斜め30度程度上方に刈払わなければならない。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>11 下刈・刈り出し</p> <p>(1) <u>残幅内の植生が覆いかぶさり、植栽木（刈り出しの場合は天然稚幼樹）の生育に支障となるおそれのある場合は、12のかぶり取りの仕様により、当該植生を刈払わなければならない。</u></p> <p>(2) <u>林小班ごとの刈払時期及び刈払実行順序は、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>12 かぶり取り</p> <p>(1) <u>残幅内において、</u>植栽木に覆いかぶさり、植栽木の生育に支障となっているササ、灌木及びつる類等の植生群を植生高の中段（地上高50cm程度）から、刈幅の外側に向かって斜め30度程度上方に刈払わなければならない。</p> <p>(2) (略)</p>

【改正のポイント】

- 1_下刈りについて、大型機械等で実施することを可能とする仕様に一部を改正（追加）。
また、人力作業の場合においても同様の扱いとすることを規定。
- 2_コンテナ苗について、近年の育苗技術向上による生産苗木活用の可能性を視野に、基本的な規格を満たしていることを条件に、コンテナ苗木根鉢の形状規格を一部改正。
- 3_トドマツ苗木（コンテナ苗含む）について、育種区内苗木の使用を原則とするが、入手が困難な場合については他育種区からの苗木を使用できる規定に一部を改正。

上記一部改正に基づき、北海道森林管理局の造林事業の方針を定めた関連通知、職員向け各種通知についても同時に改正済みであるため、事業実行に際して不明点等については発注（支）署へ確認のうえ実施をお願いします。